

第20回
会津美里町農業委員会定例総会

令和4年7月20日 水曜日 14時00分

会津美里町役場本庁舎2階 大会議室

会津美里町農業委員会

第20回 会津美里町農業委員会定例総会議事録

1. 日時 令和4年7月20日 水曜日 14時00分～14時30分

2. 場所 会津美里町本庁舎2階 大会議室

| 3. 委員出欠 | 出席委員 | 欠席委員 |
|-----------|---------------------------------|-------------|
| | 1番 渡部 稔 | |
| | 2番 眞鍋 伸太郎 | |
| | 3番 村松 祐一 | |
| | 4番 諏訪 栄一 | |
| | 5番 野中 充 | |
| | 6番 松本 晋平 | |
| | 7番 佐藤 孝夫 | |
| | 8番 福田 真実 | |
| | 9番 柴崎 陽 | |
| | 10番 大井 豊記 | |
| | 11番 間船 一男 | |
| | 12番 松本 吉弥 | |
| | 推進委員 本名 京子 | |
| | 推進委員 佐藤 和人 | |
| | 推進委員 元木 博人 | |
| | 推進委員 眞部 剛 | |
| | 推進委員 齋藤 仁 | |
| | 推進委員 山田 幸市 | |
| | 推進委員 佐藤 健一 | |
| | 推進委員 山内 栄一 | |
| | 推進委員 山内 祐太郎 | 推進委員 佐々木 宏光 |
| | 農業委員 12名出席／12名 推進委員 9名出席／10名 | |
| 4. 議事録署名人 | 1番 渡部 稔 | 2番 眞鍋 伸太郎 |

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局次長
係長
主査

後藤 淳
田邊 実千代
廣谷 俊太郎

議 長 起立、礼。

事務局次長 会議の前に、ご報告いたします。過半数の委員が出席しておりますので、会議規則第7条の規定によりまして、この総会が成立することを報告いたします。

事務局次長 それでは、ただいまから、第20回会津美里町農業委員会定例総会を開会いたします。ここで、会長よりご挨拶申し上げます。

(松本会長 挨拶)

議 長 これより、本日の会議を開催いたします。
会議規則第15条の規定により、議事録署名人の指名をいたします。
1番 渡部 稔 委員、2番 眞鍋 伸太郎 委員の両名を指名いたします。

議 長 次に、本総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定しました。

議 長 次に会務の報告を求めます。事務局報告願います。

事務局次長 (会務の報告)

議 長 ただ今の会務報告について質疑を求めます。

(質疑なし)

議 長 なければ会務報告を終わります。
それでは、議事に入ります。

【農地法第5条関係】

議 長 次に議案第68号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号7番、譲渡人は、 、譲受人は、 。申請農地は、字鹿島3125番 畑 499㎡であります。

移転時期及び価格は、許可日以降、1㎡あたり1,002円で50万円となります。権利移転の理由ですが、駐車場及び雪捨て場です。工事着工及び完成は、許可日以降で令和4年7月30日の予定であります。建築物の名称及び面積は、駐車場75㎡、雪捨て場147.6㎡、通路・車両旋回スペース276.4㎡。

受付番号8番、譲渡人は、 、譲受人は、 。申請農地は、字惣印南1番3 田 319㎡であります。

移転時期及び価格は、許可日以降で無償です。二人は親子であります。権利移転の理由ですが、農家分家住宅とのことです。工事着工及び完成は、許可日以降で令和4年12月30日の予定であります。建築物の名称及び面積は、住宅75.81㎡、駐車場・通路64.19㎡、雪捨て場・その他179㎡。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。本件については現地調査を行っておりますので、出席委員から報告を求めます。受付番号7番については本名京子委員より報告願います。

本名委員 農地転用許可申請に伴う現地調査の報告を申し上げます。
受付番号7番について、令和4年7月8日 午前10時30分から調査を行いました。出席者は、譲受人の と 、申請代理人の 、関係業者の 、町農業委員会より、渡部委員と私、事務局により調査を実施しております。転用目的は駐車場及び雪捨て場です。付近への被害防止策ですが、申請地は、盛土等はせず現況のまま利用し、周囲の土地とも高低差がないため土砂流出の恐れはありません。農業用排水施設への影響ですが、汚水は発生せず、雨水は自然地下浸透させるため、影響はありません。その他周辺農地への影響ですが、申請地は西側を道路、北と南を一部が宅地、一部が農地、東を墓地と接しているため、農地の分断や蚕食は発生しません。建物を建てるわけではないため、日照等への影響も生じず、支障はありません。以上、ご報告いたします。

議 長 次に、受付番号 8 番については山田幸市委員より報告願います。

山 田 委 員 農地転用許可申請に伴う現地調査の報告を申し上げます。
受付番号 8 番について、令和 4 年 7 月 8 日 午前 11 時から調査を行いました。
出席者は、設定人の 、申請代理人の 、町農業委員会より、佐藤孝夫委員と私、事務局により調査を実施しております。転用目的は農家分家住宅です。付近への被害防止策ですが、申請地は周囲に擁壁を設置するため、土砂流出の恐れはありません。農業用排水施設への影響ですが、汚水は北側から町公共下水道に接続して排水し、雨水は自然地下浸透させるため影響はありません。その他周辺農地への影響ですが、申請地は、北と西側を道路、東と南側を設定人の農地と接しているため、
農地の分断や蚕食は発生しません。また、敷地の周囲には擁壁を設置するため影響はなく、建物の位置も境界から十分に離して建築するため日照等への影響も生じず支障はありません。以上、ご報告いたします。

議 長 出席委員の報告が終わりました。
それでは質疑に入ります。議案第 68 号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり確認し、許可相当とする意見を付すことに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 68 号は原案のとおり許可相当とすることに決定いたしました。

農用地利用集積計画【利用権設定】

議 長 議案第 69 号 農用地利用集積計画の決定について を審議いたします。
本案件は、利用権の設定でありますので、説明を省略し審議したいと思います
が、ご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。
それではまず、受付番号 77 番から 83 番までを議題といたしますので、これより質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 77 番から 83 番までは原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号 84 番を議題といたします。本件については、委員が
関係しておりますので、会議規則第 11 条の規定により、委員は退席願います。

— 委員 一時退席 —

議 長 それでは、これより質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 84 番は原案のとおり決定いたします。

— 委員 着席 —

議 長 委員に申し上げます。本案件は原案のとおり決定しました。

【遊休農地にかかる非農地の決定について】

議 長 次に、議案第 70 号 遊休農地にかかる非農地の決定について審議いたします。
事務局説明願います

事務局次長 通し番号 1 番、2 番、農地の所在は、穂馬字大樋戸乙 1104 番 外 1 筆です。地目、面積、把握日等については一覧表のとおりです。所有者は、2 件ともに です。現地確認については、農業委員会より委員 2 名、所有者、事務局で現地調査をしております。その結果、通し番号 1 番、2 番ともに山林とすることが妥当との判断であります。

通し番号 3 番、4 番農地の所在は、荻窪字八百刈 2051 番 外 1 筆です。地目、面積、把握日等については、一覧表のとおりです。所有者は 2 件共に です。現地確認については、農業委員会より委員 2 名、事務局で現地調査をしております。その結果、通し番号 3 番、4 番は山林とすることが妥当との判断であります。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。
本件は現地調査を行っておりますので、出席委員からの報告を求めます。
通し番号 1 番、2 番について、佐藤健一委員より報告願います。

佐藤(健)委員 非農地判断のための現地調査についてご報告を申し上げます。
通し番号 1 番から 2 番、非農地化希望申請者は、 さんです。
当該地については、農地法の運用について第 4 (2) の所有者からの申請に基づき、令和 4 年 7 月 1 日 午後 1 時 30 分から調査を行いました。出席者は、土地所有者の さん、 、調査委員は、間舩委員と私、町農業委員会から後藤次長と田邊係長の立ち合いにより現地調査を実施しております。判断基準は、農地法の運用について第 4 (4) に基づき判断いたしました。
穂馬字大樋戸乙 1104 番 外 1 筆は、馬越浄水場近くの山中に位置しております。現地を精査し、申請人より聞き取りをしたところ 2 筆とも山中にあるため、作業道も狭く大型機械での耕作が困難であり、50 年以上前から杉を植林した農地であります。現地は、山林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な農地として判断いたしました。申請地は、周辺が山林で囲まれており農地はなく、他への影響はありません。
よって、穂馬字大樋戸乙 1104 番 外 1 筆について非農地山林であると判断いたしました。以上、ご報告いたします。

議 長 次に、通し番号3番、4番について、佐藤和人委員より報告願います。

佐藤(和)委員 非農地判断のための現地調査についてご報告を申し上げます。
通し番号3番から4番、非農地化希望申請者は、 です。当該地については、農地法の運用第4(2)の所有者からの申請に基づき、令和4年7月1日 午後3時から調査を行いました。調査委員は、眞鍋伸太郎委員と私、町農業委員会から後藤次長と田邊係長の立ち合いにより現地調査を実施しております。判断基準は、農地法の運用第4(4)に基づき判断いたしました。荻窪字八百刈2051番 外1筆 は、荻窪集落西側の山際に位置しております。現地を精査し事務局より聞き取りをしたところ、2筆とも、50年以上前から杉を植林した農地であり、作業道もなく耕作用機械は通行できない状況であります。現地は、山林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な農地として判断いたしました。申請地は、山林で囲まれた土地であり隣接する農地とは水路で分断されているため影響はありません。よって、荻窪字八百刈2051番 外1筆について、非農地 山林であると判断いたしました。以上、ご報告いたします。

議 長 説明が終わりました。それでは審議に入ります。
議案第70号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第70号は原案のとおり決定いたしました。
以上で議案の審議を終了いたします。

【相続による農地の取得 農地法第3条の3第1項の規定による届出】

議 長 これより、報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して報告を受け、一括質疑とする方法としたいと思いますがご異議ございませんか。

議 長 それでは、報告第 68 号から第 70 号について、事務局より説明を求めます。

事務局次長 報告第 68 号については、8 件の届け出がありました。詳細については、相続案件のため省略いたします。

【農用地利用配分計画案への意見について】

事務局次長 報告第 69 号、本案件は 10 件であります。受付番号 1 番から 10 番まで全て、の一時利用の再配分となります。

【農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準について】

事務局次長 運用基準について簡単に説明いたします。

第 1 条、目的、農業委員会におけるタブレット型端末機の使用に関して、必要な事項を定めることを目的とします。

第 3 条、端末機の貸与、貸与を受ける委員は、貸与端末機借用申請書を会長に提出することと、貸与端末機を貸与又は譲渡してはならないこととなります。

第 5 条、貸与端末機に関する禁止事項、(1) 貸与端末機の改造、(2) 新たなソフトウェアのインストール、既存のソフトウェアの削除、(3) 貸与端末機の性能、機能等を変更する行為

第 6 条、個人情報の取り扱い、貸与端末機から得られる個人情報を農業委員会活動のみ利用するものとし、第三者への提供又は漏洩しないもの。

第 9 条、遵守事項、(1) 情報の受発信は、委員の責任で行う。(2) データの正確性を保持し、データ等の紛失、棄損等の防止に努める。(3) 個人情報の漏洩があったときは、速やかに実情を把握し、会長（事務局）に報告してください。

厳守事項については、資料のとおりですので説明については省略いたします。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。
それでは、報告事項について質疑を求めます。

議長 異議なしと認めます。
以上で報告事項を終了いたします。

職務代理者 以上をもちまして、第20回会津美里町農業委員会定例総会を閉会いたします。
慎重審議ありがとうございました。

《 14:30 終了 》

この議事録は、その真正なることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議長 _____
(松本 吉弥)

議事録署名人 _____
(1番 渡部 稔)

議事録署名人 _____
(2番 眞鍋 伸太郎)